

第1章 総論

1.1 研究の背景

1.1.1 社会情勢の現況

高齢化社会が急速に進み、また障害者が障害のない者と同等に生活活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念から、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むことが出来る社会環境を一刻も早く整備していくことが求められている。このようななか、高齢者・身体障害者等の社会参加が促進され、社会的・経済的に活力のある社会が構築されることを目指し、公共交通機関を利用する際、全ての利用者が円滑に移動しやすく利用しやすい施設・設備の環境を整備することを目的として、平成12年5月に「交通バリアフリー法」が公布された。

道路のバリアフリー化を図る上で、夜間の環境として、様々な道路利用者が安全かつ安心して通行することができる適正な歩道照明環境を整備することは益々重要となっている。しかしながら、現在のところ道路管理者が歩行者用照明を設置していく上での明確な技術基準が整備されておらず、国土交通省として適用できる技術的基準づくりが急務となっている。

1.1.2 夜間交通事故の現況

近年の交通事故による死者数を年齢層別に見てみると、特に65歳以上の死者数が多いことがわかる（図-1・1）。また、昼夜別による事故類型の死亡事故件数をみてみると、夜間は人対車両および車両単独の事故が起りやすくなっており、特に人対車両は約2倍にものぼり、夜間に起りやすい事故といえる（図-1・2）。夜間の歩行者は車の運転者から見えにくく運転者にその存在を知らせる何らかの交通安全対策が必要であるのがわかる。

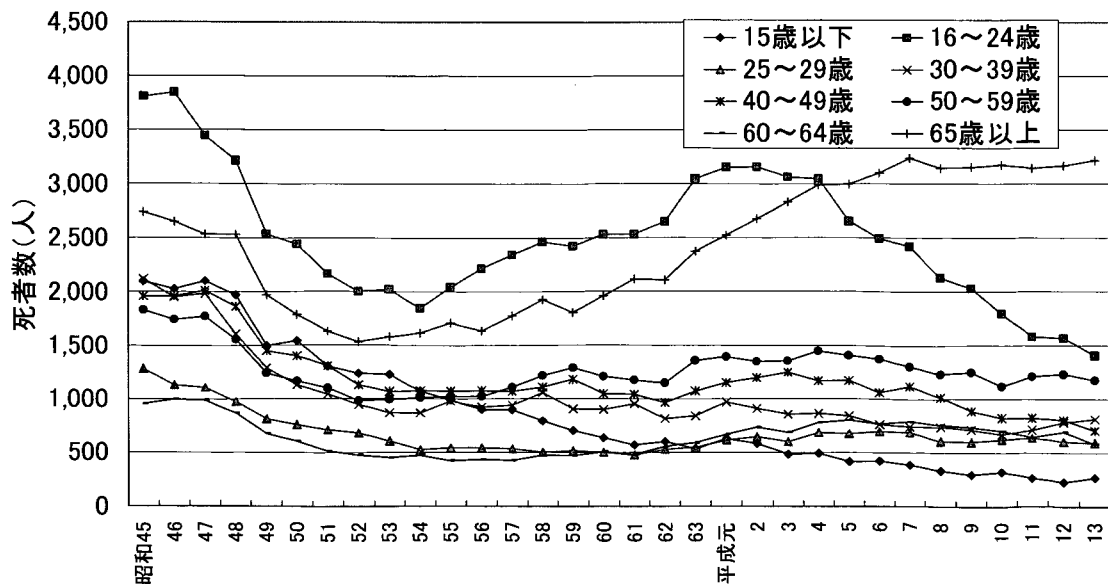
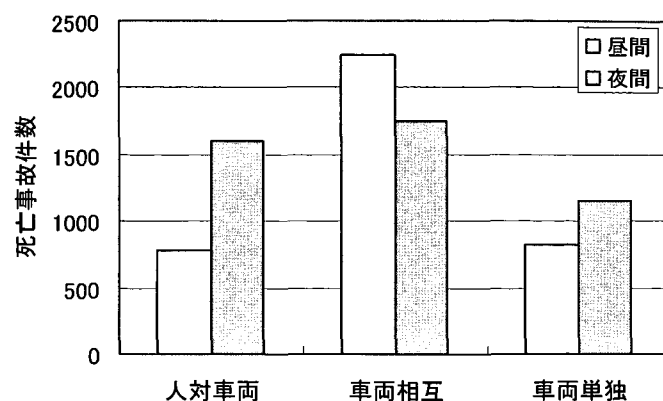


図-1・1 年齢層別の交通事故死者数の推移



図一・2 事故類型別にみた昼夜別交通事故死亡事故件数の比較（平成13年）¹⁾

1.2 研究の目的

本研究は、夜間に様々な道路利用者（車椅子利用者や自転車利用者も含む）が安全かつ安心して通行できる歩道環境を整備するために、歩行者用照明の照度区分を策定することを目的とする。

1.3 研究の流れ

本研究の流れを図一・3に示す。まず区分案を検討する上で必要となる照明要件を抽出するために、歩行者用照明に関する国内外の基準・規格類を調査するとともに、国内既往施設の実態を調査した（第2章）。また、視覚障害者や車椅子利用者などの意見を照明設計や計画に反映させ、誰もが利用しやすい良好な歩行視環境のあり方を検討するために、日常利用している歩道について身体障害者にアンケート調査を行った（第3章）。次に、これら調査を踏まえ歩行者用照明に必要な要件をとりまとめ、歩行空間を分類する方法と実験時の照度レベルを設定（第4章）し、この照度レベルを基に視認性評価実験を行い、歩行者が夜間安全・安心に通行できる歩道の照度を確認した（第5章）。また、歩行空間を分類する項目の定量化を検討（第6章）し、最終的な照度区分を作成した（第7章）。

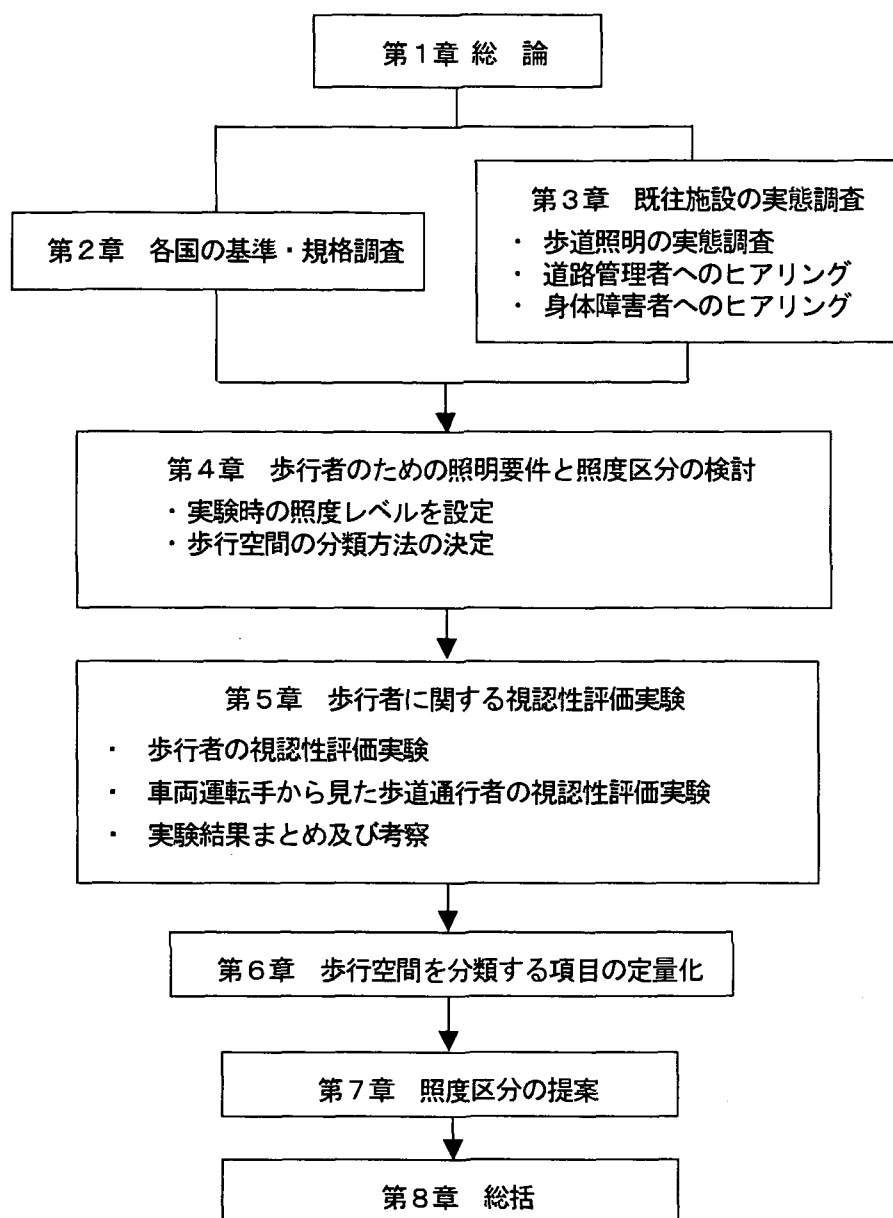


図-1・3 研究の流れ

